

芦屋市自転車駐車場
指定管理者協定書

芦 屋 市

芦屋市自転車駐車場指定管理者協定書

芦屋市（以下「甲」という。）は、芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例（昭和63年芦屋市条例第29号。以下「自転車駐車場条例」という。）第15条第1項の規定により芦屋市自転車駐車場（以下「自転車駐車場」という。）の管理運営を行わせるため、市長が指定したミディ総合管理株式会社（以下「乙」という。）と次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に協力し、自転車駐車場の管理運営を行うために必要な基本事項を定めることを目的とする。

（指定期間）

第2条 指定期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までとする。

（管理の基準及び業務の範囲）

第3条 乙は、この協定書、芦屋市自転車等の駐車秩序に関する条例（昭和63年芦屋市条例第28号）、芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例（昭和63年芦屋市条例第29号。以下「設置管理条例」という。）、同条例施行規則（平成元年芦屋市規則第18号）及び芦屋市公の施設の指定管理者の指定手続に関する条例（平成16年芦屋市条例第22号。以下「手続条例」という。）並びに関係法令等のほか、芦屋市自転車駐車場指定管理者募集要項、芦屋市自転車駐車場の管理に関する仕様書及び乙が甲に提出した芦屋市自転車駐車場事業計画書（以下「事業計画書」という。）に従い管理運営を行わなければならない。

2 自転車駐車場の増設、改修、廃止等に伴い、管理及び業務の範囲に変更が生じたときは、甲乙協議するものとする。

（指定管理者の責務）

第4条 乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の関係法令及び条例その他の関係規程並びにこの協定の定めるところに従い、信義を重んじて誠実に管理運営業務（以下「業務」という。）を履行し、自転車駐車場が円滑かつ適正に運営されるように管理しなければならない。

2 乙は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

3 乙は、業務の継続が困難となった場合、又はそのおそれが生じた場合には、

速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(設備等の使用)

第5条 甲は、自転車駐車場の管理運営を遂行するため、必要な設備等を乙に無償で使用させるものとし、乙は、甲の指示に基づき設備等を適正に維持管理するものとする。

2 乙は、前項の規定により利用する設備等を目的外に使用してはならない。

(総括責任者の配置)

第6条 乙は、自転車駐車場の業務を円滑かつ適正に実施するため、関係法令等の定めるところに従い、管理に関する総括責任者を配置し、甲に報告しなければならない。

(供用日時)

第7条 供用日時は、設置管理条例第3条の2に定めるところによるものとする。

2 乙は、あらかじめ市長の承認を得て供用日時を変更することができるものとする。

(利用の許可)

第8条 乙は、自転車駐車場を利用しようとするものに対し、設置管理条例第4条第1項の規定に基づき、自転車駐車場を利用しようとするものに対し、利用の許可を与えるものとする。

2 乙は、設置管理条例第4条第3項各号に該当するときは、利用を許可しないことができるものとする。

3 乙の管理業務の開始に際し、既に発行した定期使用券で使用期限未到来のものがあるときは、当該定期使用券で自転車駐車場を定期使用することができるものとする。

(利用の制限)

第9条 乙は、設置管理条例第8条第1項の規定に基づき、自転車駐車場の利用の許可を取り消し、又は利用の停止を命ずることができるものとする。

(業務の休止)

第10条 乙は、自転車駐車場の補修その他自転車駐車場の管理上必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て自転車駐車場の全部又は一部の業務を休止することができるものとする。

(事業計画書)

第11条 甲又は乙は、業務に関する法令及び条例の改正その他の理由により、事業計画書を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、変更することができるものとする。

(管理運営費)

第12条 指定期間内における乙の業務に係る管理運営に要する経費については、乙の負担とする。

2 施設の維持補修のうち、年間200万円以下のものについては、乙の負担とし、甲に補修の連絡をするとともに、補修後報告するものとする。

(大規模修繕積立金)

第13条 乙は、大規模修繕積立金17,600,000円を指定期間中の各年度における3月25日までに、甲に納付しなければならない。

(利用料金)

第14条 乙は、自転車駐車場の利用料金を、設置管理条例別表第2に規定する額を上限として、市長の承認を得て定めるものとする。

2 利用料金による収入は、地方自治法第244条の2第8項に規定する利用料金制度に基づき、乙の収入とする。

3 第8条第3項の規定による定期使用で、平成26年4月1日以後の利用に係る利用料金相当額については、別途協議するものとする。

4 乙は、指定期間内において利用許可を与えた定期使用で、平成31年4月1日以後の利用に係る利用料金相当額は、乙の負担とし、平成31年4月末日までに、甲に支払うものとする。ただし、乙が引き続き指定管理者に指定されたときは、この限りでない。

(利用料金の減免)

第15条 乙は、設置管理条例第6条及び同条例施行規則第5条第1項第1号から第4号までに該当する場合の定期利用について、前条の利用料金を減免するものとする。

(利用料金の返還)

第16条 乙は、既に納入された利用料金は、返還しないこととする。ただし、設置管理条例施行規則第6条第1項各号に該当する場合は、その全部又は一部を返還するものとする。

(自主事業収入)

第17条 乙が行う自主事業に関する収入は、乙の収入とする。

(目的外使用等)

第18条 乙は、自転車駐車場の運営上必要な物品等を販売するときは、あらかじめ甲に申請を行い、許可を受けなければならないものとする。

2 乙は、前項の許可を受けたときは、甲が指定する使用料を甲に支払うものとする。

(事故報告書)

第19条 乙は、業務を実施するに当たり、事故等が発生した場合には、関係機関との連携を図り、利用者の安全を確保するなど適切で速やかな措置を講

じるとともに、その状況を甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(市等の事業への協力)

第20条 乙は、甲又は芦屋市教育委員会が主催又は共催する事業及び市政に関する資料の掲示配布に対して協力するものとする。

(利用者アンケート調査)

第21条 乙は、本業務に関する利用者等の意見及び要望を把握するため、自らの責任と費用により、毎年度、利用者等を対象としてアンケート調査を実施するものとする。

2 乙は、前項の調査結果について分析及び評価を行い、その内容を施設内に掲示するとともに、甲にその結果を報告しなければならない。

(保険)

第22条 乙は、業務の実施に当たり、次の保険を付保しなければならない。

(1) 施設賠償責任保険

(2) 第三者賠償責任保険

(社会的及び経済的な補償)

第23条 法令変更、物価変動などの社会的及び経済的な状況の変化に起因する損失が生じた場合の補償については、甲乙協議するものとする。

(災害に関する補償)

第24条 甲は、乙に対して災害の発生に起因する休業補償は行わないものとする。

2 災害の発生に起因する施設の損害等が生じた場合の補償については、甲乙協議するものとする。

(運営に関する補償)

第25条 甲が行う運営に関する提示及び提示条件の変更により生じる費用の補償については、甲乙協議するものとする。

(事業報告書の提出及び監督)

第26条 乙は、管理運営の状況について、毎月、甲に報告しなければならない。

2 乙は、甲が四半期毎に行う確認調査の際に必要な資料を提出しなければならない。

3 乙は、毎年度終了後30日以内に、手続条例第8条の規定により、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、甲に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定が取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1) 業務の実施状況及び利用状況

- (2) 利用料金及びその他の収入の実績
 - (3) 管理運営経費の収支状況
 - (4) 自主事業の実施状況
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、甲が特に必要と認める事項
- 4 乙は、毎月終了後、翌月15日までに、次に掲げる事項を記載した月次報告書を甲に提出しなければならない。
- (1) 業務の実施状況及び利用状況
 - (2) 利用料金及びその他の収入の実績
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が特に必要と認める事項
- 5 乙は、前2項で定める事業報告書及び月次報告書のほか、業務の遂行に当たり必要がある場合は、甲に対し必要な事項を随時報告するものとし、甲は、乙の業務に対し定期又は必要に応じて報告を求め、実施について調査及び評価し、又は必要な指示をすることができるものとする。
- 6 甲は、前項で実施した調査及び評価の結果について公表できるものとする。
(モニタリング及び年度評価の実施)
- 第27条 乙は、4半期ごとの管理状況を甲に提出し、甲は、公の施設に係る公共サービスの水準を監視(測定・評価)するため、モニタリングを実施するものとする。
- 2 甲は、第三者にモニタリングの実施を行わせることができるものとする。
- 3 甲は、年度終了後に、4半期ごとの管理状況及び事業報告書を基に年度評価を行い、評価結果をホームページで公表するものとする。
(経営状況の確認)
- 第28条 乙は、経営の健全性を証するため、乙が商法、特定非営利活動促進法及びその他関係法令で求められる計算書類及び監査報告書を、乙の毎事業年度終了後3か月以内に甲に提出するものとする。
- 2 甲は、前項の提出書類について、疑義がある場合、乙に対し質問を行うことができる。この場合において、乙は、甲の質問に誠意をもって回答しなければならない。
(備品等の管理)
- 第29条 乙は、自転車駐車場に備える備品等を適切に管理しなければならない。
- 2 乙は、自転車駐車場の管理に当たって、乙の所有する備品等を持ち込み、又は購入した場合は、持込備品管理簿に記載するものとする。
- 3 乙は、指定期間の満了又は指定の取消しにより自転車駐車場の管理を終了したときは、持ち込んだ備品等を直ちに自己の負担において撤去するものとする。ただし、甲の承認を得たときは、この限りでない。

(指定の取消し等)

第30条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができるものとする。

- (1) 設置管理条例、同条例施行規則、手続条例若しくは関係法令又はこの協定の条項に違反したとき。
- (2) 計画書及び事業計画書に従い業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。
- (3) 正当な理由なく甲の指示に従わないとき。
- (4) 甲が求める水準を著しく下回ったとき。
- (5) 著しく社会的信用を失う等により指定管理者として相応しくないと認められるとき。
- (6) 暴力団等（芦屋市暴力団排除条例（平成24年芦屋市条例第30号。以下「排除条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団密接関係者（排除条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。）であることが判明したとき。
- (7) 業務の一部を第三者に行わせる場合において、当該第三者が暴力団等であると知りながらその契約を締結したと認められるとき。
- (8) 前2号に掲げるもののほか、正当な理由なく協定の条項に違反し、その違反により暴力団を利する行為をし、又はそのおそれがあると認められるとき。

(原状回復義務)

第31条 乙は、第2条に定める指定期間が満了したとき、前条の規定により指定を取り消されたとき、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、当該施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りでない。

(引継ぎ)

第32条 乙は、別の指定管理者が新たに指定されたときは、新たに指定された指定管理者への管理の引継ぎを文書により誠実に行わなければならない。

- 2 前項の引継ぎは、新たな指定管理者が業務を開始するまでに完了しなければならない。
- 3 施設管理に係る光熱水費のうち、月末締めによる支払いが不可能なものについては、指定期間内の最終締め日以後の光熱水費は、新たに指定された指定管理者が支払うものとする。

(損害賠償義務)

第33条 乙は、業務の遂行に当たり、乙の責に帰すべき事由により自転車駐車場の利用者又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。ただし、甲が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

2 甲は、乙の責に帰すべき事由により発生した損害について、自転車駐車場の利用者又は第三者に対して賠償した場合は、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

3 乙が、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、甲の責に帰すべき事由、不可抗力その他特別の事由がある場合は、甲はその全部又は一部を免責することができるものとする。

4 第30条の指定の取消しにより発生した乙の損害について甲は賠償しないものとする。また、甲は、取消しにより発生した甲の損害については、乙に賠償を請求することができるものとする。

(個人情報保護等)

第34条 乙は、この協定の履行に当たって、芦屋市個人情報保護条例（平成16年芦屋市条例第19号）、関係法令等のほか、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

2 乙は、業務遂行上知り得た情報については、指定期間終了後においても他に漏らしてはならない。

3 乙は、従事者に対して、定期的に個人情報に関する研修等を行わなければならない。

(情報公開)

第35条 乙は、業務の遂行に当たり、情報の公開に努めるものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第36条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、転貸し、若しくは承継させ、又は権利を担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(委託等の制限)

第37条 乙はこの協定に定める業務の全部又は主要な部分を第三者に請け負わせてはならない。

2 乙は、業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせようとするときは、事前に甲の承諾を得なければならない。

3 乙は、業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせようとするときは、全て乙の責任及び費用において行うものとし、本業務に関し乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害および増加費用については、乙が負担するものとする。

(管轄裁判所)

第38条 この協定に関する管轄裁判所は、甲の所在地を管轄区域とする地方裁判所とする。

(疑義の決定)

第39条 この協定に関し疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証明するため本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この協定による個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利権益を侵害することのないよう努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この協定による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。協定終了後も、同様とする。

(目的外収集・利用の禁止)

第3 乙は、管理運営事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、管理運営事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第4 乙は、この協定による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報記録された資料を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第5 乙は、この協定による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(適正管理)

第6 乙は、この協定による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止に努めるものとする。乙自らが当該事務を処理するために収集した個人情報についても、同様とする。

(資料等の返還等)

第7 乙がこの協定による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この協定終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第8 乙は、この協定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第9 乙が故意又は過失により個人情報を漏えいしたときは、乙はそれにより生じた損害を賠償しなければならない。

平成26年4月1日

甲 芦屋市精道町7番6号

芦屋市

芦屋市長 山 中 健

乙 大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目1番43号

メディア総合管理株式会社

代表取締役 藤 木 剛 一